

商標権簡易価値評価書（RFR 簡易）

対象商標：〇〇〇〇（商標登録第#####号）

※本書は公開サンプルとして、実際の評価事例をもとに内容を再構成し、企業名・金額・取引条件等を一部調整しています。

作成者：知育特許事務所 弁理士 米田 恵太（弁理士登録番号：16197）

作成日：20##年##月##日

※本評価書は知育特許事務所が独自に作成したものであり、弁理士の責任において提供されます。

本書は、株式会社〇△□が保有する商標「〇〇〇〇」（商標登録第#####号）の譲渡交渉に資する参考資料として、一般に認められる手法に基づき商標権単体の価値を暫定的に算定したものである。

免責事項

本評価書は、依頼者から提供された資料及び公開情報に基づき、一般的に認められた手法（Royalty Relief 法等）を用いて作成したものである。

記載内容は、現時点で入手可能な情報を前提に算定した暫定的な推計値であり、将来の収益や市場動向を保証するものではない。

また、本評価書は参考資料として提供するものであり、最終的な譲渡価格の決定を拘束する効力を有するものではない。譲渡価格は、当事者間の交渉及び合意によって決定される。

秘密保持

本評価書は依頼者及び関係当事者の内部検討にのみ使用されることを目的とする。依頼者の書面による承諾なく、本評価書の全部又は一部を第三者に開示・配布することはできない。ただし、裁判所、官公庁、その他これに準ずる機関からの正当な開示要請がある場合はこの限りではない。

※本書式及び構成は当事務所独自の著作物であり、無断転載・再配布・二次利用を禁じます。

第1章 評価目的・評価範囲・前提条件など

1.1 評価目的

本評価書は、株式会社〇△□が保有する商標「〇〇〇〇」（商標登録第#####号）の譲渡交渉に資する参考資料として、当該商標権の経済的価値を暫定的に算定することを目的とする。ここで提示する価値は、交渉上の合理的判断材料を提供するものであり、最終的な譲渡価格を拘束するものではない。価格の最終決定は、当事者間の交渉と合意に委ねられる。

1.2 評価範囲

本評価は商標権単体を対象とし、以下は含まれない。

- ・事業全体の企業価値（のれん、顧客基盤、人的資産、システム等）
- ・他の知的財産権（著作権、意匠権、特許権、ノウハウ等）
- ・海外での権利保護可能性（本書は日本国内の商標権を前提とする）

また、本評価は商標権そのものの価値に限定し、使用許諾契約などの契約上の権利の移転は含まない。

1.3 評価基準日・使用資料

【評価基準日】20##年##月##日

【主な使用資料】

・依頼者から提供の収支データであり、公認会計士等による監査を経た財務諸表ではない。したがって、数値の正確性については提供資料を前提とする。

（20##年##月～##月：総収入・総支出・粗利益・広告費・返金対応内訳）

・商標公報情報（商標登録第#####号「〇〇〇〇」）

・公開情報に基づく補助調査

（J-PlatPat 類似商標調査、裁判例・市場事例の一般相場）

・数値整備：提供を受けた月次収支（20##年##月～##月）を基礎に、年換算の指標（売上・粗利益・比率）を算出し、ロイヤルティ免除法（RFR）の評価ロジックに適合する形へ整形した。

1.4 前提条件

本評価は次の前提に依拠する。

1.資料の正確性

提供資料は真正かつ重要な脱漏がないこと。

2.権利の有効性

当該商標権は有効に存続し、評価基準日時点で異議申立・無効/取消審判の提起がないこと。

3.移転実現性

譲渡契約の締結及び特許庁への移転登録が適正に完了すること。

4.事業継続性

将来の収益は、直近##か月の平準化水準を基礎に推計し、構造的な事業転換や異常値は想定しない。

5.市場条件

金利・物価・需要動向等のマクロ要因は、評価期間中に急激な変化がないものとする。

6.取引前提（譲渡範囲）

本評価は、商標登録第#####号に係る日本国内の商標権（第##類・第##類）の一括譲渡を前提とする。ただし、ドメイン名、著作権、SNS アカウント、顧客リストなどは対象に含めない。

第2章 事業収支の整理（20##年##月～##月）

2.1 データの出所

本章で使用する収支データは、提供を受けた株式会社〇△□の内部資料（20##年##月～##月の月次収支表）に基づく。なお、当該データは公認会計士等による監査などを経たものではないが、入手可能な情報として価値評価の基礎資料として利用することは合理的であると判断した。

なお、監査済みの財務諸表ではないため、記載内容は提供資料の信頼性に依拠するものであり、検証の範囲は限定的である。

2.2 収益・費用の概要

20##年##月～##月の##か月間の実績値は以下の通りである（単位：円）。

区分	金額	備考
総収入	約 1 億 2,880 万円	平均月間：約 2,580 万円
総支出	約 5,830 万円	—
粗利益	約 7,050 万円	粗利率：約 55%
年換算粗利益	約 1 億 6,900 万円	(##か月平均×12 か月換算)

上記より、粗利率は概ね 50～55%の範囲で推移しており、同規模事業としては比較的高水準を維持している。ただし、年換算値は一時的な要因や季節性を反映していないため、実績値との差異が生じる可能性がある。

2.3 費用構造と月次変動の分析

費用構成を概観すると、広告費率は概ね 20%前後、返金率は 10～15%前後で推移している。粗利率は平均で約 55%と安定的であるが、##月には一時的な低下が見られ、季節要因又は一過的なキャンペーン施策の影響と推定される。

第3章 評価手法の概要

3.1 本件評価の方針

本件評価では、
主法：ロイヤルティ免除法（RFR）粗利益ベース
補完：コスト・アプローチ／マーケット・アプローチ
を用い、広告依存・返金率・周知性等の事業実態に基づき調整を行い、交渉上の実務レンジを導く。

3.2 本件に用いた評価パラメータ（ロイヤルティ免除法）

項目	設定値/内容	根拠・備考
基礎利益（年換算）	約1億7,000万円	20##年##～##月の粗利益を年換算。評価の基礎額に採用。
想定ロイヤルティ料率	2%～5%	実務慣行・裁判例に基づく相当料率レンジ。相対評価ベースで適用。
税率	30%	実効税率の想定。ロイヤルティは税前費用と仮定して控除。
割引率	約10%	中小規模事業のリスク水準に整合（感度±2%）。
割引タイミング	期中割引（mid-year）	キャッシュフローの期中発生を仮定。
成長率	0%（保守的）	直近データを踏まえて保守設定。
評価期間（基本）	5年	登録存続期間との整合、安定性を考慮。
調整要因	広告費率：20%台 返金率：約10～15% 周知性：限定的	相利率・料率等の保守的レンジ設定に反映。

第4章 ロイヤルティ免除法による算定

4.1 算定式

ロイヤルティ免除法に基づく算定式は以下の通り。

(一般形・DCF の総和式)

$$\text{商標価値} = \sum_{t=1}^T \frac{(\text{粗利益} \times \text{想定ロイヤルティレート}) \times (1 - \text{実効税率})}{(1 + \text{割引率})^t}$$

本件では、割引率 10%、評価期間 T=5 年、実効税率 25%と 30%の 2 水準、想定ロイヤルティ料率 2~5%を基礎として算定をした。割引タイミングは期中平均 (mid-year) を仮定し、年金終価係数を用いて現在価値換算した。

4.2 算定結果 (5 年シナリオ)

想定料率	実効税率 25%	実効税率 30%
2%	約 855 万円	約 770 万円
3%	約 1,280 万円	約 1,160 万円
4%	約 1,710 万円	約 1,540 万円
5%	約 2,290 万円	約 2,070 万円

よって、割引後レンジは約 855~2,292 万円 (税率 25%と 30%、料率 2~5%) と整理できる。基本条件 (mid-year・5 年) を前提に、年金終価係数を用いて現在価値に換算した。

4.3 調整後レンジ (ディスカウント形式)

ロイヤルティ免除法による算定結果 (約 855~2,292 万円) に対し、以下の要因をもとにディスカウントを適用した。

要因	概要・測定	下限ウェイト (控除)	上限ウェイト (加味)
返金率	約 10~15%	-10~-20%	±0~+5%
広告費率	約 20%台	-10~-15%	±0~+5%
周知性・認知度	限定的	-10~-15%	±0~+5%
知財・商標保護範囲	商標の識別力は限定的	-5~-10%	±0~+5%
ブランド活用余地	既存チャネル中心	-5~-10%	±0~+5%

上記要因を総合すると、調整後レンジは約 300～1,000 万円と評価できる。
(粗利益率 55～60%を前提に、返金・広告・周知度等の影響を保守的に反映)

【計算例】

- ・調整後下限 = $8.55 \times (1 - 0.65) \approx 300$ 万円
- ・調整後上限 = $22.92 \times (1 - 0.56) \approx 1,000$ 万円

したがって、調整後レンジは約 300～1,000 万円と整理できる。

4.4 感度分析（7 年シナリオ）

評価期間を 5 年から 7 年に延長した場合、mid-year 係数を用いた DCF では下記のような上振れが確認される。（7 年 mid-year 係数 ≈ 4.6427 ）

想定料率	実効税率 25%	実効税率 30%
2%	約 1,180 万円	約 1,020 万円
3%	約 1,770 万円	約 1,530 万円
4%	約 2,350 万円	約 2,040 万円
5%	約 2,940 万円	約 2,550 万円

評価期間を 7 年に延長すると、5 年シナリオ比で概ね +20～30% の上振れが見込まれる。ただし、耐用年数やブランドの安定性を踏まえると、5 年シナリオを基礎とするのが妥当である。

第5章 感度分析・DCF 補完

5.1 感度分析の目的

ロイヤルティ免除法は、想定料率・評価期間・割引率・税率などの前提条件によって結果が大きく変動する。そのため、主要パラメータを変動させた場合の算定額の影響を把握することが重要である。本章では、評価期間（5年・7年）、収益成長率（±5%）、割引率（8～12%）、税率（25%・30%）について感度分析を行った。

5.2 感度分析結果

DCF（Discounted Cash Flow）法による補完試算により、基礎値＝年換算粗利益 × 想定料率 × 税後キャッシュフロー（mid-year 前提）を用い、割引率 10%、評価期間 5 年（延長時 7 年）、成長率 0%（感度±5%）のもとで、実効税率 30%を基準としつつ、他の条件変動による影響の比較結果を下表に示す。

項目	前提条件	評価額レンジ（概算）	コメント
評価期間	5 年（税率 30%）	約 855 万～2,140 万円	基本シナリオ（r=10%、mid-year、成長率 0%）
	7 年（税率 30%）	約 1,100～2,750 万円	5 年比で+25～30%上振れ
収益成長率	-5%	約 840～2,100 万円	減収で数十万円減少（軽微）
	+5%	約 870～2,180 万円	増収で数十万円上昇（軽微）
割引率	8%	約 970～2,290 万円	リリスク低下シナリオ（やや上振れ）
	12%	約 770～1,900 万円	リスク高めシナリオ（やや下振れ）
実効税率	25%	約 950～2,300 万円	税制影響で数十万円上振れ傾向
	30%	約 855～2,140 万円	基準シナリオとして採用
参考	総合レンジ（5～7 年、税率 25～30%）	約 800 万～2,700 万円	中央値：約 1,500 万円前後

上記の感度分析結果から主要パラメータを±変動させた場合の算定値の変動幅は概ね ±20～30% に収まる。主要な影響要因は評価期間と割引率であり、料率や税率による影響は相対的に軽微である。

第6章 マーケットアプローチ・コストアプローチ

6.1 商標売買プラットフォームの事例

近年、インターネット上で商標の売買を仲介するサービスが出現している。これらは成約価格ではなく出品価格である点に留意が必要だが、市場の相場感を把握するには有効である。

【Toreru（トレル）商標売買サービス】

出品価格帯：出品価格帯：数十万円～数百万円台が中心であり、一部には1,000万円超の案件も見られる。

特徴：中小規模のブランド名や個人事業向け商標が中心。

これらの公開事例からは、数十万円～数百万円を中心に取引が期待される実務的な水準が観察される。※参照サイトの確認日：20##年##月##日。

6.2 裁判例における実施料率

商標権侵害訴訟において「相当実施料率」が損害額の算定根拠として認定される。これは譲渡価格そのものではないが、ロイヤルティ免除法で用いる料率設定の参考指標となる。

『実施料率が関連する裁判例調査』（2025年3月（株）野村総合研究所）によれば、平成30年以降における商標関連23件の裁判例では、相当実施料率はおおむね1～5%程度が相当実施料率として認定されており、これは本評価における料率設定（2～5%）とも整合している。

6.3 コスト・アプローチ

依頼者の提供データによると、20##年##月～##月の広告費は合計 約2,700万円（売上比約21%）である。これをブランド形成コストの下限目安として参照する。

広告費全体を基礎に換算すると、ブランド名・商標の取得から定着にかかる累積コスト規模は約2,000～3,000万円と推定され、これは第4章・第5章で導かれたDCF評価レンジ（約300～1,000万円）より上位の水準に位置する。このため、本件評価額は再取得コストの30～50%程度（＝300～1,000万円）の範囲に収まり、市場実態および裁判例の水準と整合的であると考えられる。

第7章 総合評価（レンジ提示）

7.1 各手法の算定結果の整理

【インカム・アプローチ（ロイヤルティ免除法）】

- ・理論値：855～2,292 万円（税率 25～30%の包括レンジ）
- ・感度分析：評価期間 7 年では最大 29 百万円（税率 25%・料率 5%）

【コスト・アプローチ】

- ・投下広告費：約 2,700 万円（##か月間）
- ・下限指標を兼ねるが上位寄与は限定的

【マーケット・アプローチ】

- ・商標売買サイト：数十万～数百万円が典型レンジ
- ・大型案件では数千万円規模も散見

これらを総合すると、DCF 評価（第 4～5 章）を基礎としつつ、コスト・市場両面の裏付けを加味して 300～1,000 万円の範囲が妥当と判断される。

7.2 ディスカウント要因

本件特有のリスクを踏まえ、理論値からの減額要因を以下の通り整理する。

調整要因	指標	評価への影響	重み付け	目安金額 (参考換算値)
広告依存度	売上の約 21%	広告費を控除しないと上振れ	▲15～20%	－130～－180 万円程度
返金率	売上の約 13.5%	高料率サービス収益低下リスク	▲30～35%	－260～－320 万円程度
周知性・認知性	限定的（SNS 限定）	周知度がブランド評価を抑制	▲5～10%	－40～－90 万円程度
短期データ依存	##か月ベース	季節性・変動リスク	▲5～10%	－40～－90 万円程度
運用移転リスク	ブランドの維持管理・使用制約	権利行使・維持費用リスク	▲0～5%	－0～－45 万円程度
合計調整幅	－	－	▲56～65%	－600～－900 万円程度

7.3 補正要因

指定区分の広さ：教育・広告・デジタル配信に跨り新規事業展開に対応可能
使用実績の存在：短期ながら実収益あり、不使用取消リスクは低い
法的安定性：登録直後、存続期間は 20##年まで、異議・審判情報なし

7.4 調整後レンジの提示

DCF 算定値（855～2,292 万円、税率 25～30%）に対し、上記要因を加味してディスカウントした結果、次の通り整理される。

下限：856 万円（税率 30%・料率 2%） $\times (1 - 0.65) \approx 3.0$ 百万円

上限：2,292 万円（税率 25%・料率 5%） $\times (1 - 0.56) \approx 10.0$ 百万円

と算定される。

したがって、調整後レンジ：300～1,000 万円程度が妥当な算定範囲であり、これは市場実態・コスト・裁判例のいずれとも整合する水準である。

7.5 所見

本商標「〇〇〇〇」は、短期的な収益実績と広い指定区分を背景に一定の評価を受け得るが、広告依存度・返金率の高さから安定的キャッシュフローの確実性には乏しい。そのため、譲渡価値は理論値をそのまま適用するのではなく、主要リスクを反映した調整後レンジ（300～1,000 万円）が現実的である。

実務上の交渉においては、評価レンジ中間値を基準に価格交渉の起点とするのが妥当と考えられるが、これはあくまで実務感覚に基づく参考値である。

要約：評価結果の概要

1. 概要

項目	内容
対象商標	登録第〇〇〇〇号
評価基準日	20##年##月##日
評価範囲	商標権単体（事業価値・のれん等は対象外）
主な利用目的	譲渡・融資・社内稟議等における参考資料
前提データ	直近##か月の売上・粗利・広告費等の概況値
評価方法	ロイヤルティ免除法（RFR）簡易方式＋補完的参照（コスト／マーケット）

2. 算定結果の要約（概算レンジ）

区分	評価額（概算）	根拠・前提
理論レンジ	855～2,292 万円	RFR 簡易（料率 2～5%、割引率 25～30%、税率 25～30%）
調整後レンジ	300～1,000 万円	上記理論値に広告依存・返金率等のリスクを反映（▲56～65%）

3. 感応度（参考）

項目	前提変更	概算影響
料率 +1pt	上昇傾向（＋約 15～20%）	概算上振れ
料率 -1pt	下降傾向（－約 15～20%）	概算下振れ
割引率 +1pt	評価減少（－約 10～12%）	概算下振れ
割引率 -1pt	評価上昇（＋約 10～12%）	概算上振れ

4. 主要前提条件（抜粋）

- 対象は国内登録済みの商標権に限る。
- 評価対象期間は直近##か月の実績に基づき、広告費・返金率を補正して推計。
- 事業全体の企業価値（のれん、他無形資産）は含まない。
- 現時点で係争・ライセンス契約等は存在しない前提。
- 評価結果は譲渡・社内稟議・金融機関説明の補助資料を想定。

5. 免責事項

本要約は、簡易価値評価書（本編）の要約として作成したもので、数値は概算であり、前提条件の変更により変動する可能性がある。また、将来収益や最終取引価格を保証するものではなく、金融機関・監査機関の正式な評価手続の代替にはならない。詳細な算定前提及び留意点は、本編「簡易価値評価書」及び「利用規約（<https://chizai-media.com/trademark-valuation-terms/>）」に従う。

6. 作成者

知育特許事務所 弁理士 米田 恵太（弁理士登録番号：16197）
作成日：20##年##月##日

以上